

令和 4 年度
第 2 回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和 4 年 5 月 3 0 日（月）

ところ：一宮市役所木曽川庁舎 3 階

第 3 研修室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第2回総会 議事録

令和4年5月30日（月）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 第1号議案 農業委員会による最適化活動の目標について

日程第3 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請許可決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第4号 農用地利用集積計画決定について

議案第5号 農用地利用配分計画案について

日程第4 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第3号 現況証明報告について

<出席委員>

（農業委員：18名）

1 番	山内	磨砂樹	2 番	浅野	豊久
3 番	坂井	利弘	4 番	本多	幸信
5 番	伊藤	真澄	6 番	服田	裕二
7 番	森下	重信	8 番	戸松	勲
9 番	河邊	直喜	10 番	加藤	和敏
11 番	大橋	源一郎	12 番	稲垣	哲夫
13 番	伊藤	真由美	14 番	野田	正広
15 番	浅野	富士男	16 番	（欠席）	
17 番	成瀬	宏満	18 番	杉本	ひろ子
19 番	江寄	正雄			

（農地利用最適化推進委員：16名）

1 番	木村	光男	2 番	今井	賢次
3 番	鷺津	富夫	4 番	蟹江	勇夫
5 番	大嶋	茂	6 番	柴山	守男
7 番	野田	義隆	8 番	吉田	善政

9 番 土川 猛司
11 番 (欠席)
13 番 夫馬 政義
15 番 高橋 紘治
17 番 菱川 善也

10 番 花木 定信
12 番 安藤 均
14 番 川合 一
16 番 後藤 守

<欠席委員>

(農業委員：1名)

16 番 武田 金之

(農地利用最適化推進委員：1名)

11 番 山中 政勝

<事務局>

事務局長 加藤 勝明
主 査 神尾 伊吹

専任課長 角田 篤彦
書 記 櫻井 優花

開 会 (午後2時00分)

【加藤事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和4年度第2回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに浅野会長より、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【浅野会長】

あいさつ

【加藤事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後2時05分）

【浅野議長】

それでは、ただいまから、第2回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中18名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【浅野議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。5番 伊藤真澄委員さん、6番 服田裕二委員さんのご両名をお願いいたします。

【浅野議長】

続きまして、日程第2 第1号議案「農業委員会による最適化活動の目標について」を議題とします。事務局、説明願います。

【加藤事務局長】

第1号議案「農業委員会による最適化活動の目標について」を、説明させていただきます。座って説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

令和4年2月2日付けの農林水産省経営局長通「農業委員会による最適化推進活動の推進等について」に基づき、農業委員会は令和4年度より毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、農地法第37条の規定によりその結果を公表するとともに、都道府県知事に報告することとされています。

今回は「令和4年度の最適化活動の目標の設定等（案）」について、ご審議のうえ決定していただくものです。お手元の（案）をご覧ください。

I. 農業委員会の状況につきましては、令和4年4月1日現在の状況で記載してあります。2ページをお願いします。

II. 最適化活動の目標の1 最適化活動の成果目標(1)農地の集積につきましては、①現状及び課題として、管内の農地面積2,770haに対し、これまでの集積面積89ha、集積率は3.2%です。課題といたしましては、経営規模の拡大を希望する認定農業者等の借り手が少ないこと、分散化したほ場の集積化を図る必要があること、農地中間管理機構の活用により担い手への利用集積を進め、

規模拡大や作業効率の向上を図る必要があることを挙げております。②目標につきましては、農地の集積の目標年度を令和 12 年度、集積率を 80%としております。これは、愛知県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に「目標年度：令和 12 年度」、「効率的かつ安定的な農業経営を営む者が県全体の農用地の利用に占める面積のシェア：80%」と設定されていることによるものです。当市の集積率は低い状況にありますが、今後も農地中間管理機構の活用により担い手への利用集積を進め、規模拡大や作業効率の向上を図る必要があることから、今年度の新規集積面積を 40ha、今年度末の集積面積の累計を 129ha、集積率を 4.6%と設定します。

次に（2）遊休農地の解消につきましては、①現状及び課題として、令和 3 年度の利用状況調査に基づく 1 号遊休農地面積は 14ha、うち緑区分の遊休農地面積 14ha、黄区分の遊休農地はありません。この緑区分とは、草刈等により耕作することが可能な遊休農地です。また、黄区分とは、基盤整備等の条件整備により再生可能となる遊休農地で、関係機関と協議のうえ工程表を策定することを目標とするものです。課題といたしましては、遊休農地所有者への意向調査を実施し、自ら耕作できない農地を担い手へ結びつけることが必要としております。②目標につきましては、ア既存遊休農地の解消、a 緑区分の遊休農地の解消として、1 号遊休農地面積 14ha のうち、令和 2 年度以前からの既存遊休農地は 10ha で、これを 5 年間で解消することとをされておりますので、令和 4 年度の解消目標は 2ha と設定します。また、イ新規発生遊休農地の解消につきましては、前年度（令和 3 年度）に新規発生した緑区分の遊休農地 4ha は、翌年に解消することとされておりますので、令和 4 年度の解消目標は 4ha と設定します。

次に（3）新規参入の促進につきましては、①現状及び課題として、令和元年～3 年の実績を記載しております。課題といたしましては、認定農業者等の地域の担い手の高齢化が進んでおり後継者や就農意欲がある若手が少ないこと、新たに農業経営を開始する際の資金や農地の確保、農業技術の習得等が課題として挙げております。②目標につきましては、上段に過去 3 年間の権利移動面積として、農地法第 3 条許可及び農業経営基盤強化促進法に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積を記載しております。そのうえで、下段の新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積につきましては、過去 3 年度の権利移動面積の平均の 1 割以上とされておりますので、2ha と設定します。

2 最適化活動の活動目標をお願いします。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、1 人当たりの活動日数として月 7 日と設定します。

(2)活動強化月間の設定目標につきましては、年間 3 月以上の設定を求められ

ております。そのため、記載のとおり、6月、1月、2月を活動強化月間に設定します。

(3)新規参入相談会への参加目標につきましては、一宮市・稲沢市・愛知西農業協同組合が共同で開催する、はつらつ農業塾担い手コース説明会への参加を設定します。この説明会につきましては、既に5月17日に開催され、浅野会長さんにご参加いただいております。

「令和4年度の最適化活動の目標の設定等（案）」についての説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明がありました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野会長】

特にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、第1号議案「農業委員会による最適化活動の目標について」は、原案どおり可決・決定することといたします。

続きまして、日程第3「提出議案」を議題とします。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

それでは、提出議案の表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

議案第1号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転3件です。詳細は、2ページをご覧ください。

3番、4番につきましては、経営の効率化を図るため、お互いに所有権を移転されるものです。5番につきましては、経営拡張のため所有権を移転されるものです。以上、農地法第3条許可3件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査

を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明がありました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の3ページをご覧ください。

議案第2号は、農地法第4条の規定による許可申請です。申請内容は、自作地転用1件です。詳細は、4ページをご覧ください。

2番につきましては、農家住宅を建築するものです。農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。本案件につきましては、都市計画法上の許可は不要であることを建築指導課に確認しております。

以上、農地法第4条許可1件につきまして、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の5ページをご覧ください。

議案第3号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転8件、賃借権設定3件、使用貸借権設定4件です。詳細は、6ページから8ページとなります。

6ページの23番から7ページの29番につきましては分家住宅、30番につきましては店舗、31番につきましては通所介護等を行うための社会福祉施設、32番につきましては、保育所を建築するものです。以上、10件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。つづきまして、8ページの33番につきましては物置を建築するものです。本案件につきましては、都市計画法上の許可は不要であることを建築指導課に確認しております。つづきまして、34番から36番につきましては、駐車場として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段に記載されているとおりです。

以上、農地法第5条許可15件につきまして、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

出議案の9ページをご覧ください。

議案第4号について、ご説明申し上げます。本案は、農用地利用集積計画の決定についてです。詳細は、10ページから11ページをご覧ください。

1番、2番につきましては愛知県農地中間管理機構が、中間管理権の設定のため利用権の設定を行うものです。

以上、農地利用集積計画につきまして、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第4号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第5号「農用地利用配分計画案について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の１２ページをご覧ください。

議案第５号について、ご説明申し上げます。本案は、農地利用配分計画案についてです。詳細は、１３ページから１４ページとなります。

１番につきましては、１筆３１１㎡について、使用貸借権を設定されるものです。

以上、農用地利用配分計画案２件につきまして、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

【浅野富士男委員】

利用配分計画についてですが、２名の名前があがっていますが、中間管理機構による集積計画ですから、一宮市の地域の中間管理機構に登録されている人との話し合いはどうなっていますでしょうか。どちらも稲沢市の方ですから、一宮市の方で希望する方はいなかったのでしょうか。

皆さんも新聞などでご存じかと思いますが、法律が国会で通り、中間管理機構の登録制度が廃止されます。これからは一宮市独自で、農業委員会と市が協力して計画案を作らないといけません。登録制度ではなくなり、やる気のある人を集めて計画案を作るように決まったわけです。農業委員さん方に地域を見ていただいて、その地域を耕作して見える方に集積するようにするべきだと、私は思います。来年度からそのような形になると思いますが、どのように進めていくのかは、市と農業委員会が相談しながら進めていきたいと思います。また今度、答弁してもらうようにしますので、農業委員さんもしっかりと頭の中に入れておいていただくようお願いします。

【浅野議長】

貴重なご意見ありがとうございました。他にご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

他にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第5号については、原案に対し異議なしとすることといたします。

次に、日程第4「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第3号「現況証明報告について」

を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第3号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。今月の報告は、2ページから3ページの6件です。つづきましては、4ページをご覧ください。

報告第2号は、農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、5ページから9ページまでの所有権移転22件、使用貸借権設定1件です。つづきまして、10ページをご覧ください。

報告第3号は、現況証明報告です。今月の報告は、11ページの3件です。

以上、報告第1号から報告第3号まで一括してご報告申し上げました。よろしくお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第3号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第3号まで、ご承認いただいたものといたします。

【浅野議長】

それでは、以上をもちまして、本日の議案審議を終了します。

本日、皆様に配布しております、議案書2冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会（午後2時50分）

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 浅野 豊久

署名者 伊藤 真澄

署名者 服田 裕二